

令和2年2月13日
白河市教育委員会
2月定例会会議録

令和2年2月白河市教育委員会定例会会議録

日 時 令和2年2月13日(木)
開 会 午後2時59分
閉 会 午後4時48分

場 所 白河市立図書館「りぶらん」地域交流会議室

報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 各課所報告

議 事

議案第14号 白河市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則

そ の 他

教職員について

○ 出席委員

教育長 芳賀 祐司 1番委員 金子 英昭 2番委員 北條 睦子
3番委員 沼田 鮎美 4番委員 瀧澤 学

○ 出席説明員

理事兼教育次長 菊地 浩明 参事兼教育総務課長 水野谷 茂
学校教育課長 根本 秀一 生涯学習スポーツ課長 田崎 修二
中央公民館長 橋本 薫 図書館長 田中 伸哉
健康給食推進室長 小針 博之
学校教育課主幹兼課長補佐兼指導係長 加藤 正行
こども育成課課長補佐兼保育係長 今井 寛典

○ 書記

教育総務課課長補佐兼総務係長 宮尾 宏樹 教育総務課副主査 佐々木 奈緒美

○ 傍聴人 1人

【午後 2 時 59 分開会】

○教育長

これより令和 2 年白河市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。それでは、ただちに本日の会議を開きます。日程に入るに先だち、白河市教育委員会傍聴人規則第 2 条の規定により、本日の傍聴を許可しましたので、ご報告申し上げます。

日程第 2 会期の決定

○教育長

これより日程に入ります。日程第 2、会期の決定ですが、白河市教育委員会会議規則第 4 条の規定により本日 1 日間といたします。

日程第 3 書記の指名

○教育長

次に日程第 3、書記の指名を行います。書記には教育長において、宮尾教育総務課課長補佐、佐々木教育総務課副主査を指名します。

日程第 4 教育長報告

○教育長

次に、日程第 4、教育長報告に入ります。それでは、3 点報告いたします。

まず 1 点目ですが、1 月 23 日に白河南中学校の図書室がリニューアルオープンしました。これで残りは白河第二中学校と東北中学校の 2 校となります。すべての小中学校に学校司書が配置され、図書がパソコンで管理されるという本市の優れた読書環境を有効に活用して児童生徒の読書活動を充実させていきたいと思っております。

2 点目ですが、第 25 回中山義秀文学賞受賞作「がいなもん松浦武四郎一代」の作者河治和香さんへの贈呈式並びに講演会が 2 月 1 日に行われました。2 月 12 日には、市内の小中学生 4, 454 名の応募があった中山義秀記念作文コンクールの表彰式が行われました。今後も郷土が生んだ芥川賞作家の業績を称えとともに児童生徒の作文の表現力を高めていきたいと思っております。

3 点目ですが、教職員や児童生徒の受賞についてです。まず、平成 31 年度教育・文化関係表彰特別功績者「優秀教職員の部」でみさか小学校の荒井智教諭と小野田小学校角田真弓教諭が、同じく「児童生徒（団体）の部」で白河第一小学校特設器楽クラブが表彰を受けました。なお、白河第一小学校特設器楽クラブは 2 年連続です。次に、福島民報社主催の小中学生まちづくり大賞で白河第四小学校の 6 年生が白河市の魅力を発信するパンフレットや動画を作成し銀賞を受賞しました。これは本年度の県小学校教育研究会生活科総

合部会の県大会の公開授業で白河第四小学校の6年生が実践したものです。また、白河中央中学校が食育推進優秀校で優良校を受賞しました。さらには、JOC ジュニアオリンピック第33回全国都道府県対抗中学バレーボール大会で本県代表として出場した白河第二中学校の小山暖人君がチームはベスト16でしたが、オリンピック有望選手に選ばれるとともに全国中学生選抜のチームの一員としてオーストリア遠征に行くことになりました。市内の小中学生の活躍がとても素晴らしいです。以上です。

日程第5 議事

○教育長

次に日程第5、議事に入ります。議案第14号「白河市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則」を議題とします。それでは、内容の説明を求めます。

○中央公民館長

議案の1ページをご覧ください。白河市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。まず、社会教育指導員であります。その職務は公民館の教室の企画運営等に当たっていただく方々であり、当該規則の資格要件には、社会教育又は学校教育に経験を有する者との規定がございます。現在、中央公民館に3名、表郷、大信、東の各公民館にそれぞれ1名ずつ配置されております。1月の定例教育委員会でも何件かの議案を審議していただきましたが、地方公務員法の改正に伴い、本年4月の新年度より非正規職員等は会計年度職員に移行することから、今回の規則を改正するものです。現在、社会教育指導員の身分は非常勤の特別職であります。これを本年4月1日より会計年度任用職員とするための条文の改正、併せて字句の整理等を行うものです。全文は読み上げませんが、中段、第3条を次のように改める。(身分)第3条指導員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員とし、その勤務時間の指定及びその割り振りについては教育長が別に定める。これが会計年度任用職員として身分を持つという規定であります。それから、後段、第10条中「白河市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年白河市条例第39号)」を「白河市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年白河市条例第68号)」に改める。報酬について、非常勤の特別職から会計年度任用職員に移行するための条文改正です。2ページ、3ページ目に新旧対照表があります。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長

これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、質疑をお受けいたします。

○金子委員

ただいまの説明ですと、非常勤と呼ばれていた方々が会計年度任用職員と文言が変わったという理解でよろしいのでしょうか。

○中央公民館長

はい。その通りです。

○金子委員

2 ページの新旧対照表を見ますと、第3条は改正前は（勤務）だったのが、改正後は（身分）となり、その勤務時間の指定及びその割り振りについては教育長が別に定めるとありますが、どのような形で定めるのでしょうか。

○中央公民館長

改正前も勤務時間の割り振りについては教育長が定められることになっておりました。公民館では夜に教室を開催したり、土日に教室を開催したり、変則的な勤務体制になるので、勤務の指定及び割り振りについては、例えば市役所内の臨時職員のような一般の定型的な定め方では対応できないので、改めて、公民館の運営がしやすいように教育長が別に定めると規定するものです。

○金子委員

そうしますと、社会教育指導員の勤務が月毎、あるいは週によって行事によって変則的になるので、教育長がそれを定め、本人に周知するというような形をとっているのでしょうか。

○中央公民館長

基本的にはそういうことです。先ほどもお話したのですが、土日外に出たりもしますので、体系的に定めることが出来ないため、このような形で勤務してください、と教育長が定めるという趣旨です。

○金子委員

わかりました。

○教育長

よろしいですか。これにて質疑を終了いたします。これより採決いたします。議案第14号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

○教育長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 各課所報告

○教育長

次に日程第6、「各課所報告」に入ります。各課所の取り組みや課題など、説明が必要だと思われる事案についてご報告いただきますが、報告事項のうち、「令和元年度3月補正予算及び令和2年度当初予算について」及び日程第7、その他の「教職員について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、「令和元年度3月補正予算及び令和2年度当初予算について」及び日程第7、その他の「教職員について」は、非公開として後ほどご報告いただくこととします。

○教育長

それでは、各課所の報告事項について、説明をお願いいたします。

(各課所長より下記案件について報告)

| No. | 所属名 | 件名 |
|-----|--------|-------------------------------|
| 1 | 子ども育成課 | 公立幼稚園入園式・卒園式について |
| 2 | 教育総務課 | 白河第二中学校建設事業について |
| 3 | 学校教育課 | 白河市立小学校・中学校の卒業式について |
| | | 白河市立小中学校教員の勤務時間の上限に関する指針等について |
| 4 | 中央公民館 | 令和2年度公民館教室受講生募集について |

○教育長

これより一般質問に入ります。ただいまの各課所報告並びに本市の教育行政一般に関し、ご質問をお受けいたします。

○沼田委員

公民館教室の受講生募集についてなのですが、当選しても3つ目以上は無効となるということですが、そういった方については、自分で2つを選ぶようになるのでしょうか。

○中央公民館長

申し込みの時点で、ご本人から優先順位を付してもらおうということを想定しています。

○沼田委員

ありがとうございます。

○教育長

他にございますか。

○瀧澤委員

図書館の報告事項の中に「ブックスタート」とありますが、どのようなことをされているのか、教えて下さい。

○図書館長

ブックスタートといいますのは、小さい頃から絵本に親しんでいただきたい、本との生活のスタートを切るという思いで、イギリスから始まったものです。実際に私どもが行っているのは、1歳児健康診査の際に保健センターに伺い、用意した絵本2冊を手渡ししながら、読みきかせをしたり、「この絵本以外にも図書館にはたくさん絵本ががございます。おはなし会もあるので、ぜひどうぞ。」という図書館の宣伝をしたりします。それを行うことによって、ブックスタートに関わった方が図書館にご来館し、ご自身のカードや子どもさんのカードをお作りいただいてリピーターになっていただくことを期待していますし、実際にかなり実績を上げている事業です。

○瀧澤委員

1歳児ですから、保護者の方、お母さんと一緒に来ているところに行かれるということですね。

○図書館長

はい、その通りです。祖父母といらっしゃったり、お父さんお母さんと一緒にいらっしゃったりいろいろです。

○瀧澤委員

ありがとうございます。

○教育長

他にございますか。

○金子委員

公民館教室の受講生募集についてですが、ご苦勞が分かり、色々考えていただいている

など思いながらお聞きしました。このように細かく決めて実施したとしてもやはり全て外れてしまう方も出てしまうのでしょうか。

○中央公民館長

結果的に出ることはあり得ますが、一番の目的は、多くの方々に受講の機会を広げたいということですので、そういう視点で、補欠として取り扱う、欠員が出た場合にその方を入れる等といった対応をしたいと考えております。

○金子委員

先ほど沼田委員からも質問がありましたが、抽選で3つ以上当選しても3つ目以上は無効となるので、そこで枠が空きます。それを全て外れてしまった方に譲るとか、臨機応変な対応が必要になるのではないかと思います。実際に実施してみないと分からないところもあるかと思いますが、そのあたりで調整できればと思います。

それから、もう1点、学校教育課より報告がありました、教員の勤務時間の上限に関する指針についてですが、資料の4ページに(3)在校等時間の客観的な計測について、とあります。法律や条例を整備した際に数字が明記されると、勤務時間の管理をより適切に行う必要が出てくると思います。福島県内の教育委員会の中には、タイムカード、ICカードを導入している教育委員会もあると聞いているのですが、白河市でも何か考えていることはあるのでしょうか。

○学校教育課長

数年前より打刻式のエクセルのソフトウェアを導入しております。出勤簿は校長室に置いてあることが多く、教員は出勤すると、出勤簿に押印するとともに出勤札を動かし、勤務を始めます。また、パソコンが用意されておりますので、自分の欄をクリックすると出勤時間が打刻されます。退勤時も同様のことを行います。パソコンの使用時間の記録と比べますと客観的に計測できます。タイムカードと中身は同じで、カードをかざすか、マウスでクリックするかの違いです。

○金子委員

客観性というところで、クリックは本人以外でも出来るのでしょうか。

○学校教育課長

それは出来ます。

○金子委員

今、聞いていて気になったのはその点です。資料の最後に「公文書としてその管理及び保存を適切に行うこと」とあるので、法的に客観性を問われる場面を想定すると、エクセルでの管理は便利で良いのですが、その点で不足している部分があるのではないかと思います。どうでしょうか。

○学校教育課長

なりすましにつきましては、自分の前後も確認できますので、すぐにみつかるのではないかと思います。校長室ですし、性善説に立っている部分があります。

○金子委員

お互いに意思疎通を図って、代わりに押してもらおうということも出来ますね。

○学校教育課長

そこは教員への指導の部分になります。

○金子委員

わかりました。私からは以上です。

○教育長

他に、ございますか。

○北條委員

高校入試についてお聞きしたいと思います。記憶によりますと、今33歳くらいのお子さんの時からⅠ期選抜、Ⅱ期選抜、Ⅲ期選抜に変わり、その時も驚きや戸惑いを感じたのですが、今になって前期選抜、後期選抜に変わるというのは何か意図があったのでしょうか。例えば、Ⅰ期選抜のお子さんは、合格から入学式までの期間がかなり長くなってしまいます。その間の過ごし方については、特に厳しく、とにかく勉強を怠らず、学習意欲を持続させるように指導されてきたと思われるのですが、そういったことが理由となっているのでしょうか。

○学校教育課長

私が理解しているのは2つでして、1つはさきほどおしゃっていただいた内容です。2つ目は、Ⅰ期選抜では学力テストを課していないことが多いので、全ての子どもたちに学力テストを課すことにするという点です。今回の変更では、時期の問題と全員に学力テストを課するという2点が大きな変更点だと理解しています。

○北條委員

そうしますと、先生方も全てのお子さんに学力テストが課されるわけですので、以前とは違った指導方法も考えていかなければならないのでしょうか。私の場合ですと、Ⅰ期選抜は、日々の内申点を良くするためにといった指導をしてきて、Ⅱ期選抜では、学校の実力テストの力をつけるような指導をしてきたのですが、先生方は今後について何かお考えのところがあるのでしょうか。

○学校教育課長

新しい制度が周知されてから、子どもが目標に向かって進路の実現を果たすために必要な力をつけるよう指導をしてきていると思います。三者面談でもそのような指導を行っているはずです。

○北條委員

ご父兄の皆さんは戸惑いを感じられていますか。以前にⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期選抜に変わったときは、私は非常に戸惑いを感じたのですけれども。

○学校教育課長

何年も前から知らされるものではないので、やはり少なからず戸惑いはあると思います。

○北條委員

ありがとうございました。

○教育長

他に、ございますか。それでは、これにて一般質問を終了いたします。

日程第7 その他

○教育長

次に日程第7、その他に入ります。各課の取り組みや課題などについてご意見・ご質問等がありましたらこの場で取り上げたいと思いますが、何かございますでしょうか。

○教育長

ないようですので、それでは、残りの報告事項並びにその他の「教職員について」に入りたいと思いますので、これより非公開といたします。白河市教育委員会以外の傍聴の方は、退出願います。

(非公開)

○教育長

それでは、全ての日程が終了しましたので、以上で、白河市教育委員会2月定例会を閉会いたします。

【午後4時48分閉会】

以上の記録が正確なことを認め、ここに署名する。

令和2年3月23日

教 育 長

1 番 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

4 番 委 員